

# 倫理規程

一般社団法人炭素会計アドバイザー協会

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人炭素会計アドバイザー協会(以下「本会」という。)の組織運営並びに事業等に関わる全ての関係者が、本会の社会的使命と役割を自覚し、本会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

## (基本的人権の尊重)

第2条 本会は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

## (法令等の遵守)

第3条 本会は、関連法令及び本会の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

- 2 本会は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
- 3 本会の理事、監事及び職員(以下「役職員」という。)は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンスに則り対応しなければならない。

## (私的利益追求の禁止)

第4条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

## (利益相反等の防止及び開示)

第5条 役職員等は、その職務の執行に際し、本会との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他本会が定める所定の手続に従わなければならない。

## (特別の利益を与える行為の禁止)

第6条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

## (情報開示及び説明責任)

第7条 本会は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第8条 本会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第9条 役職員等は、本会の事業活動の成果の向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会での決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、本会の設立登記の日から施行する。